

# 法定準備金の取り崩しについて

伊豆 久

## 1 はじめに

昨年六月の商法改正により、法定準備金の積み立て必要額が引き下げられ、同時に取り崩しが解禁された。一〇月の施行を受け、大手銀行は秋の中間決算発表の席において次々と取り崩しの意向を表明、すでに一月からの臨時株主総会でその旨の決議を行なったところもある。

そこで小稿では、法定準備金とは何かを確認した後、取り崩しを認めた昨年の商法改正の内容を紹介し、続いて大手銀行による取り崩しについて検討することとする。

## 2 法定準備金とは何か

本誌先月号拙稿（「減資について」）では、資本金をコップに、純資産を水に、配当可能利益（＝剰余金）をコップから溢れた水にたとえて、減資について説明した。その比喻を用いると、法定準備金は、資本金というコップに上乗せされた追加のコップだと考えることができる。その分、水は溢れにくくなり、配当可能利益は少なくなる。すなわち、資本金は配当可能利益を計算する際に純資産から控除される金額のことであったが、法定準備金を付け加えることによって資本金の会社財産保全機能が補強されているのである。

日本では商法制定当初から法定準備金の制度が設けられていたが、そこでは留保利益からなる準備金と増資

レミアムなど資本取引から生じる準備金に関する区別はなされず、一つの法定準備金があるだけであった。しかし、利益と資本を峻別すべきとの考え方を受けた一九五〇年の商法改正以降、法定準備金は利益準備金と資本準備金の二つに区分されている。<sup>(1)</sup>

昨年の改正前のありよつを確認しておこう。利益準備金については、毎年の利益処分額（配当＋役員賞与<sup>(2)</sup>）の一〇％に相当する額を積み上げるといふもので、資本金の一五％に達するまで続けなければならない（ただし、債権者保護（預金者保護）がより厳しく求められる銀行については二〇％に相当する額を資本金の一〇〇％に達するまで）。

もう一つは資本準備金で、株式を発行した際、払込金の全額を資本金としなかつた場合、残額分が資本準備金となる。時価発行増資など額面以上で株式が発行された場合、八一年までは額面部分を資本金に、超過部分が資本準備金に入れられ、八一年の商法改正以降は発行価格全額を資本金とすることを原則としつつも、発行価格の半分までは資本金とせず資本準備金とすることが認められていた。利益準備金と異なり、資本準備金に天井はなく、資本金に組み込まれない払込金はいつまでも全額、資本準備金としなければならない。増資プレミアムの他に、合併差益と減資差益も資本準備金となる。<sup>(3)</sup>

とは言え、法定準備金は、資本金と同様、配当可能利益を計算するための名目上の数値にすぎない。「積み上げる」「取り崩す」などといったも、それだけの額が現預金などとしてどこかに積み立てられているわけではない。

### 3 法定準備金と資本金

法定準備金の役割は、配当可能額を利益の蓄積部分に限るといふ資本金の役割を補強するものである。では、なぜすべてを資本金とせず、わざわざ別に法定準備金という制度を作ったのだろうか。二つにはどのような違いがあるのか、使い道と取り崩しの手続きの違いから確認しておこう。

積み上げた法定準備金の使い道は、資本金に組み入れるか資本の欠損を補填するか、の二つしかない（資本準備金については、九八年の株式消却特例法改正によって自社株買いのために取り崩すことが可能になったが、ここでは省略する）。資本金に組み入れるのは、先のコップの比喩に戻れば、資本金と法定準備金のコップの境目を移動させるだけのことである。法定準備金をすべて資本金に組み入れるのであれば、法定準備金という制度を別途設ける必要はない。

資本の欠損とは配当可能利益がマイナスとなっている状態、つまり、水がコップの途中までしか入っていない状態を指す（法律は「資本の欠損」と言つが、「欠損」しているのは純資産であつて資本金や法定準備金ではない）。このままでは配当できない（将来の配当の見込みも低い）ので、中の水の量に合わせて法定準備金部分のコップの背を切り詰めること、それが資本の欠損の補填である（何かが「補填」されるといふより、法定準備金の「引き下げ」と考えたほうがイメージしやすい）。つまり、資本の欠損の補填は、減資と同じ機能を果たす。法定準備金について行なえば「資本の欠損の補填」であり、資本金に対して行なえば「資本の減少」つまり「減資」である。にもかかわらず、「減資」の場合には、株主総会の特別決議の他、厳格な債権者保護手続きが必要であるのに対して、「資本の欠損の補填」は通常の計算書類の承認と同じ株主総会普通決議のみで行なうことができる。この点が法定準備金と資本金の最大の違いということになる。

つまり、法定準備金は、その機能は資本金と全く同じであるが、といってすべてを資本金としてしまつては会社の自由度は低くなる。配当可能利益がなくなればすぐに、特別決議や債権者保護手続きを伴う減資を行なわなければならないというのでは面倒である。そこで資本金よりも簡単な手続きで取り崩せる法定準備金という仕組みを設け、本来ならば資本金に入れるべき部分もそこに入れることにした、というのが法定準備金の目的ということにある。

では、実際に法定準備金がどれくらいの規模に達しているのか、銀行を例に見てみよう。表は一九八〇年代からの国内銀行の貸借対照表の「資本の部」の推移を見たものである。八〇年代前半には、法定準備金は資本金の半分にも満たない。それは法律の想定した通り補助的な役割しか果たしていなかったためである。そして資本金も法定準備金も大きく変動することはなかった。ところが八〇年代の後半に入って状況は大きく変化する。資本金と資本準備金が急増し始め、八四年から九〇年までの間に資本金で五兆四四〇五億円、資本準備金で五兆一三六二億円も増えているのである。株価の高騰した時期に巨額のエクイティファイナンスが行なわれたのであり、二つの増加額がほぼ等しいことから、八一年商法改正によ

表 国内銀行の貸借対照表（資本の部）の推移

(年 末)	資 本 金	法 定 準 備 金		剰 余 金	
		資本準備金	利益準備金	任意積立金	未処分利益金
1982年	20,957	1,436	7,348	47,461	1,526
1983年	21,657	1,508	7,973	51,819	1,876
1984年	22,402	1,620	8,651	57,957	2,107
1985年	24,266	2,791	9,332	63,705	1,798
1986年	25,366	3,679	10,055	70,479	2,179
1987年	32,993	11,212	10,841	79,943	2,967
1988年	45,928	24,039	11,720	92,678	3,775
1989年	68,863	45,075	14,101	119,408	4,096
1990年	76,807	52,982	15,525	134,735	4,338
1991年	77,405	53,567	16,982	147,648	3,512
1992年	77,783	53,995	18,341	156,041	2,481
1993年	79,628	54,502	19,487	159,472	2,633
1994年	81,469	56,153	20,587	162,143	2,646
1995年	83,636	56,310	21,958	159,588	1,847
1996年	89,119	60,396	22,390	116,737	880
1997年	91,715	62,882	22,840	112,418	- 405
1998年	95,159	63,866	22,623	64,024	- 1,197
1999年	13,6255	98,954	22,063	72,663	- 9,691
2000年	13,7155	98,655	23,018	77,137	- 11,310

(出所) 日本銀行『金融経済統計月報』

る例外規定（発行価格の半分までは資本金とせず資本準備金とすることができる）がフルに活用されたことがわかる。伸び率で見ると資本準備金はこの間に三三倍にもなっている。銀行は、他の業種と比べてもバブル期のフアイナンス額が大きく、その恩恵を最大限に受けたと言えるであろう。

#### 4 商法改正による法定準備金制度の改革

以上のような法定準備金制度は、昨年六月に成立した商法改正（同一〇月施行）により、全面的に見直されることになった。積立必要額が縮小されると同時に、使用目的に関する制限が撤廃されたのである。<sup>(4)</sup>

これまでは、前述のように、利益準備金については資本金の二五％に達するまで、資本準備金については全額積み立てなければならなかったが、それが利益準備金と資本準備金の合計で資本金の二五％あればよいことになった。銀行に関しても合計で資本金の一〇〇％あればよいこととなり、さらに銀行持株会社については銀行そのものではないということから、事業会社と同様に二五％を越える部分については取り崩しが認められることになった。

また、取り崩しの目的に関しては、これまで（資本金への組入れと自社株買いを別にすれば）資本の欠損の補填に限定されていたのが、自由化された。つまり、従来は、配当可能利益がマイナスである時にしか取り崩すことができなかったのに対して、一〇月からは配当可能利益が存在している時でも取り崩せるようになったのである。配当可能利益の枯渇という会社にとって危機的な状況に至る前に、予防的に利益を積み増しておけるのである。

その代わり、必要な手続きについては従来よりも厳しくなった。これまでなら資本の欠損の補填にあてる場合

でも株主総会の普通決議で足りたが、改正後は、減資の場合と同様の債権者保護手続きが必要となった。つまり、異議のある債権者は会社に申し出るよう官報で公告するとともに、個々の債権者に個別に異議申し立てを催促する通知を行なわなければならない。そして実際に申し出があつた場合には、会社は、弁済、担保の提供、弁済を目的とした信託を行なう必要があるのである。

同時に、減資差益という概念は破棄されることとなった。減資差益は減資手続き（株主総会特別決議と債権者保護手続き）を経て行なわれるものであり、法定準備金の取り崩しに必要な要件を満たしていることになる。したがって、減資 減資差益（資本準備金）としての積み立て 法定準備金の取り崩し手続き 剰余金 という手続きを取るのとは意味がないため、減資差益が生じた場合には、それを直接、剰余金（配当可能利益）とするにとつたのである。これまで減資差益が原則として資本準備金とされてきたのは、資本取引に関する利益を配当に回すのは不合理であるとの考え方にもとづく。しかしながら、資本準備金を含めて法定準備金全体の取り崩しを目的制限なく認めた以上、そうした考え方には意味がないといつことである。

なお合併差益については、従来通り資本準備金とされることになる。合併における債権者保護手続きでは、官報と日刊新聞で公告すれば個別の債権者への催告を省略することができるため、法定準備金の取り崩しに十分ではないからである。そのためそれを取り崩すためには一旦資本準備金に組み入れた後、改めて法定準備金取り崩しの手続きを取ることが必要である。

## 5 大手銀行による取り崩し

こうした法定準備金制度に関する全面的な改正を行なう目的としてあげられているのは、第一に、より拘束性

の強い資本金については目的の制限なく削減できるにもかかわらず、法定準備金については商法上、資本の欠損の補填にあてる場合しか取り崩すことができずバランスを欠くという点である。先述のように、減資は配当可能利益が存在する場合にも可能である。ところが法定準備金は配当可能利益がなくなっている時にしか取り崩せないというのはおかしいということである。そして第二に、時価発行増資により資本準備金の積立額が巨額にのぼり、その柔軟な活用を求める声が大手企業から強まっている点である。<sup>(5)</sup>

しかし、実際には、大手銀行が、配当可能利益の枯渇 優先株への無配 政府保有優先株の普通株への転換<sup>11</sup>議決権の発生 国有化 という事態に陥るのを避けることが直接的な目的だったのであろう。事実、一〇月の改正商法施行を受け、九月份決算発表の席上などで大手銀行が次々と法定準備金の取り崩しを表明しはじめた。うち、三井住友銀行は一月三〇日、UFJ銀行は二月四日、UFJホールディングスは二月一四日、大和銀行ホールディングスは二月二二日に、臨時株主総会を開いてすでに取り崩しの決議を済ませている。<sup>(6)</sup>

しかしながら、こうした大手銀行による法定準備金の取り崩しは本当に望ましいことなのであろうか。

第一に、そこまでして国有化を避ける必要があるのか、という疑問が残る。日本の銀行が現在直面しているのは資本不足であつて資本余剰ではない。だからこそ公的資金の再々投入が論じられているのである。にもかかわらず、国有化（とそれに伴うリストラ）を避けるために政府への配当を維持することを主たる目的に法定準備金を取り崩すというのは、果たして合理的な選択なのだろうか。<sup>(7)</sup> 先に見たように銀行の法定準備金の多くは資本準備金であり、それはバブルの恩恵を最大限に受ける形で蓄積された。それが余っているというならば投資家に払い戻されるべきであろう（自社株買い）。また二度にわたって投入された公的資金は、損失処理には使えない返済を要する資金のほゞであつたが、それがいつのまにか配当原資の穴埋めに使われ始めた点も問題である。<sup>(8)</sup>

さらに、なぜ減資という方法が取られなかったのかという点にも説得的な説明がない。法改正前、法定準備金は資本の欠損が生じている場合にしか取り崩せなかったが、減資にはそうした目的の制限が存在しない。つまり、配当可能利益が存在する場合でも減資は可能なのである。したがって、法定準備金を資本金に組み入れてから減資すれば、法定準備金の取り崩しと同じ効果を得ることができる。必要な債権者保護手続きは同じであり、異なるのは株主総会決議が特別決議（減資）か普通決議（法定準備金の取り崩し）かの違いだけである。

にもかかわらず、この方法が取られず、わざわざ法律を改正してまで減資を避け、法定準備金の直接的な取り崩しという方法が追求されたのは、資本準備金よる自社株消却が九八年の株式消却特例法改正で認められたのと同じ理由によるのであろう（法定準備金を資本金に組み入れ、実質減資を行なえば消却特例法の改正は必要なかった。なお同特例法は、法定準備金取り崩しと金庫株の解禁によりその意味がなくなつたため廃止された）。つまり、一つには減資の前提となる資本金への組み入れには〇・七%の登録免許税がかかること、二つ目には減資を行なうことは「従来の通年からして聞こえが悪い」からではないかと指摘されている<sup>(9)</sup>。消却特例法改正法による資本準備金による自社株消却の場合には、個別の債権者への通知が省略されたので、減資に比べて手続きが簡略化できるということもあつたであらう。しかし、〇一年改正による法定準備金の取り崩しでは、債権者保護手続きは減資の場合と同じであり、それが減資を避ける理由とはなりえない。また、資本金の登録免許税については、「税法に問題があるのならば、税法の改正を求めるべき」である<sup>(10)</sup>。実際、例えば現在では、産業再生法の認定を受ければ登録免許税は〇・一五%に軽減されることになっている。やはり問題は、減資に伴う社会的心理的な抵抗ということになる。そこには資本金というものを過度に重視するという誤つた風潮（それについては本誌先月号拙稿で触れた）が背景にあるのかもしれないが、しかし、そのことは、法定準備金であれば抵抗なしに取

り崩してよいことを意味しない。実質的に減資に等しいことが、それに見合った責任の負担なしに行なわれて良いのだろうか。

もう一つの問題として個別債権者への催告の省略はどこまで認められるのかという点がある。銀行の場合、債権者には膨大な数の預金者が含まれるが、商法は会社の知る債権者には「各別」に催告することを求めており、一人一人の預金者に通知することが必要なはずである。ところが、すでに催告手続きを開始した銀行は、すべての預金者に通知していない。金額と預金の種類（当座、普通、定期等）などを考慮して小口で流動性の高い預金者については催告を省略している模様である。そうした預金者が異議を申し立てても、すぐに預金を引き出ししてもらえばいいだけのことであり（また一千万円までは四月以降も預金保険による保証もある）、債務の履行に関して問題はないのかもしれない。しかし、だからと言って、法が求める取り崩しの通知を省略してよいことなのであるか。

バブルの恩恵を最大限に受け（さらに公的資金の投入を受けて）蓄積された銀行の資本準備金が、国有化を避けるための配当金捻出のために、責任の所在も十分に明らかにされることなく取り崩されるのであれば、プレミアムを負担した投資家にとっても日本の株式市場にとっても不幸なことと言わざるをえないだろう。

注

- (1) 法定準備金制度の変遷と問題点については、尾崎安央「法定準備金制度の発展と機能的変化」『早稲田法学』第五七巻第二号、一九八二年、牛丸與志夫他「資本準備金による自己株式の取得と消却（上）」『商事法務』一四九八号、一九

九八年七月二五日参照。

- (2) 以前は利益「配当」の一〇分の一以上であったが、一九九〇年の法改正により役員賞与を含む利益「処分額」の一〇分の一以上に改められた。利益の社外流出を防ぐという制度の目的からして、役員賞与を除くのは適当でないからである。
- (3) 合併差益とは、合併時における解散会社の純資産 存続会社の増加資本金額 合併交付金 に相当する金額のこと。ただし、合併差益のうち解散会社が積み立てていた利益準備金 任意準備金は資本準備金とせずそのままの形で引き継ぐことができる。
- (4) 減資差益とは、自社株買いまたは資本の欠損の補填に必要な額以上に資本金を引き下げた場合の差額のこと。本文で後述するように、減資には目的の制限がないため、欠損の補填以上に減資することが可能であることから生じる。
- (4) 〇一年商法改正による法定準備金制度の見直しについては、原田晃治他「株式制度の見直しにかかる平成一三年改正商法の解説(下)」『金融法務事情』一六二九号、二〇〇一年二月一五日、江頭憲治郎「法定準備金制度の規制緩和」『ジュリスト』二二〇六号、二〇〇一年八月一・一五日合併号参照。
- (5) 原田他前掲論文、四八頁。
- (6) 他に取り崩しを表明していた大手銀行は、あさひ銀行と中央三井信託銀行であるが、あさひは三月一日をもって大和銀ホールディングスの一〇〇%子会社となり、中央三井は二月一日に持株会社三井トラストホールディングスを設立している。
- (7) 『エコノミスト』二〇〇二年一月二二日号、三三三三四頁。
- (8) 『日経金融新聞』二〇〇一年二月二二日。
- (9) 上村達男「資本準備金による自己株式消却をめぐる問題点」『ジュリスト』一一三三号、一九九八年四月一五日、六六

頁。岩原紳作「緊急経済対策としての平成一〇年商法関連法の改正（上）」『商事法務』一四九二号、一九九八年六月五日、一一頁も参照。

(10) 上村前掲論文、六六頁。

(いず ひさし・主任研究員)